

# 保険料の決め方・納め方

保険料の決め方と納め方は、65歳以上の方と40～64歳の方でそれぞれ異なります。

介護保険料は、各市町村における介護保険事業計画などをもとに介護サービスにかかる費用など必要額を算出し、65歳以上の人口、所得段階別人数割合の見込み数などから3年ごとに基準額を設定します。

松原市では、その基準額をもとにして、所得金額、世帯状況など負担能力に応じて、11段階設定を行っています。

**基準額78,600円(月額6,550円)**

## 令和4年度の介護保険料額

所得段階区分	対象者	算式	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額*1と課税年金収入額*2の合計が80万円以下の人	基準額×0.3	23,580円
第2段階	住民税世帯非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.5
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額×0.7
第4段階	住民税本人非課税	同一世帯の中に課税されている人がおり、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9
第5段階		同一世帯の中に課税されている人がおり、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額×1.0
第6段階	住民税本課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上450万円未満の人	基準額×1.7
第10段階		前年の合計所得金額が450万円以上800万円未満の人	基準額×1.8
第11段階		前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×1.9

\*1 合計所得金額 収入金額から、必要経費に相当する金額を控除した金額の事で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、長期譲渡所得や短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から特別控除額を差し引きます。合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。令和3年度以降は、税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかった場合と同額に調整して計算します。また、第1段階から第5段階の方は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除します。

\*2 課税年金収入額 老齢年金や退職年金などの課税対象となる年金の収入額です。遺族年金や障害年金などの非課税年金の収入額は含まれません。

65歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された**基準額**をもとに、所得に応じて分かれています。

基準額  
(月額)

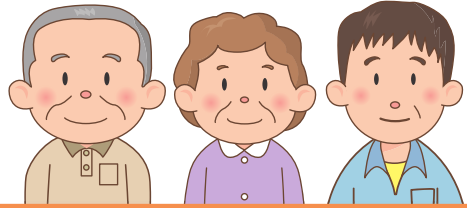


市区町村の介護サービス総費用のうち  
65歳以上の方の負担分 ÷ 12ヵ月  
市区町村の  
65歳以上の方の人数



## 保険料の納め方

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類に分けられます。年金額が年額18万円以上の方は年金から納め、18万円未満の方は納付書などで納めます。



### 年金が年額 **18万円未満** の人

⇒ **納付書** で納めます (普通徴収)

- 保険料の年額を12回(期)に分けて納めます。市役所から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関などで納めます。

※年度の途中で65歳になった人は、受給している年金額に関係なく一時的に普通徴収で納めます。

#### 仮決定(前期分)

**4月(1期)** **5月(2期)** **6月(3期)**

#### 本決定(後期分)

**7月(4期)** **8月(5期)** **9月(6期)**

**10月(7期)** **11月(8期)** **12月(9期)**

**1月(10期)** **2月(11期)** **3月(12期)**

確定した年間保険料額から仮決定分(4月～6月)を差し引いた額を月割で納めます。

忙しい人、なかなか外出できない人は、**介護保険料の口座振替が便利**です。



#### 手続き方法

- ① 介護保険証、預(貯)金通帳、預(貯)金届出印をご用意ください。
- ② 指定の金融機関または松原市高齢介護課までお申し込みください。
- ③ 毎月28日が口座振替日です(12月、3月は25日)。口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が口座振替日となります。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

### 年金が年額 **18万円以上** の人

⇒ 年金から **天引き** になります (特別徴収)

- 保険料の年額を6回(期)に分けて納めます。年金(老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金など)の定期支払いの際、受給額から保険料が差し引かれます。

※老齢福祉年金などについては、年金からの天引きの対象となりません。

#### 仮決定(前期分)

**4月(1期)** **6月(2期)** **8月(3期)**

#### 本決定(後期分)

**10月(4期)** **12月(5期)** **2月(6期)**

確定した年間保険料額から仮決定分を差し引いた額が年金から差し引かれます。

- すでに年金を受給されている人でもすぐには特別徴収(年金天引き)とはなりません。年金保険者(日本年金機構または共済組合)の準備が整い次第、半年から1年後に特別徴収となります。



こんなときは一時的に**納付書(普通徴収)**での納付となります

- 65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 収入申告の修正などで所得段階の区分が変更となった場合
- その他年金保険者の理由による場合



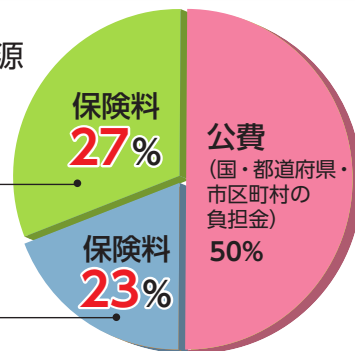
## 介護保険は みなさんと社会全体で 支えている制度です。

介護保険の運営に必要な財源は、国、都道府県、市区町村が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者が保険料として負担することになります。

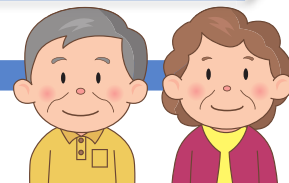
### ■介護保険の財源

40～64歳の方

65歳以上の方



## 40～64歳の方(第2号被保険者)の場合



### ● 加入している医療保険によって異なります

	国民健康保険に 加入している方	職場の医療保険などに 加入している方
決め方	国民健康保険料(税)の算定方法と同様に、所得や資産などに応じて世帯ごとに決まります。	加入している医療保険ごとに設定される介護保険料率と給料(標準報酬月額)および賞与に応じて決められます。
納め方	医療分と介護分を合わせて、国民健康保険料(税)として世帯主が納めます。	医療保険の保険料と介護保険料を合わせて、給料および賞与から差し引かれます。

知っておきたい  
介護保険

Q&A

### Q 保険料を納めないとならぬの？

▶▶ **A** 期間に応じて次のような措置がとられる場合があります。

納付書で納める方はご注意ください。



#### 1年以上滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付(自己負担分を除く費用の9割、8割または7割)が支払われる形となります。

\*支払い方法の変更が介護保険証に記載されます。

#### 1年6ヵ月以上滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納がつづく、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

#### 2年以上滞納し時効となった場合

利用者負担割合が1割・2割の方は3割、3割の方は4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなる場合があります。





知っておきたい  
介護保険  
Q&A

## あなたの疑問にお応えします

**Q** 元気なので介護サービスを利用していませんが、保険料を納めるのですか？  
また、介護サービスを利用しない場合は、保険料を返してくれるのですか？

▶▶ **A** 介護保険は40歳以上の方が加入し、老後の安心を社会全体で支え合う制度です。介護サービス利用の有無にかかわらず、保険料を納付する義務が法で定められています。また、みなさんが納めた介護保険料は、介護が必要な方の介護サービスや介護予防事業のために使われます。そのため、保険料の返金はありません。

**Q** 介護保険料は誰が納付するのですか？

▶▶ **A** 介護保険料は、介護保険法第132条の定めにより、第1号被保険者の他に、世帯主または配偶者の一方が連帯して納付する義務を負うとされています。よって、介護保険料を滞納している場合、本人以外の納付義務者に対して介護保険料の請求を行う場合があります。

**Q** 特別徴収(年金天引き)を口座振替に変更することはできますか？

▶▶ **A** 年金天引きは、介護保険法第135条などの定めにより、災害など特別な事情がある場合を除き、年額18万円以上の年金給付がある場合は特別徴収としなければならないと規定されており、口座振替などへの変更はできません。

**Q** 今年収入が増えた(減った)が、保険料は変わりますか？

▶▶ **A** 保険料は前年の所得に基づいて決定しているため、今年の収入の変動は来年度の保険料に影響することになります。

**Q** 知人と年金額が同じであるのに保険料が違うのは？

▶▶ **A** 保険料は年金収入だけでなく、それ以外の収入も合わせて計算します。また、本人が住民税非課税の場合であっても、同一世帯の中に課税者がいる場合は、保険料が異なります。詳しくは、4ページの「介護保険料額」の表をご参照ください。



**Q** 最近65歳に達し、介護保険料の納付書が届きましたが、国民健康保険料からも介護保険料を支払っています。2重払いになりませんか？

▶▶ **A** 40～64歳の人の介護保険料は国民健康保険料に含まれていますが、今年度の国民健康保険料は、あらかじめ65歳に達してからの介護保険料分を除いて月割で計算されています。したがって2重払いとはなっていません。詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。

**Q** 現在口座振替で納付していますが、特別徴収(年金天引き)開始の通知書が届きました。このままでは2重払いになりませんか？

▶▶ **A** 納付方法が口座振替から特別徴収(年金天引き)に変更になった場合、市で口座振替中止の処理を行いますので、2重払いになることはありません。

**Q** 保険料の仮決定(前期分)・本決定(後期分)とは？

▶▶ **A** 介護保険料は、4月1日に仮決定、7月1日に本決定を行います。しかし、特別徴収(年金天引き)の場合も普通徴収の場合も4月1日の時点で前年所得が確定しておりません。したがって、4月1日付けの仮決定通知時には、前年度の課税情報などをもとに仮の決定を行います。そして、7月1日に確定した課税情報などにより本決定を行い、仮決定分との年間保険料の調整を行ったうえで後期分の保険料を決定します。